

## 鹿屋市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する資産（市が発行する印刷物、市のホームページ等を含む。以下「市有資産」という。）に民間事業者等の広告を表示し、その対価として広告料金を徴収する歳入型広告事業及び民間事業者等から広告表示の対価として物品や役務の提供を受ける提携型広告事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告事業の実施)

第2条 広告事業は、市有資産の有効活用を図るほか、広告の表示を希望する者（以下「広告主」という。）に優良な広告媒体を提供することにより、市の新たな財源確保又は歳出削減を行い、市民サービスの向上を図るために実施するものとする。

(広告事業の対象範囲等)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等（以下「法令等」という。）に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 当該広告の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 青少年にとって有害であると認められるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は、表示することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの及びこれに類似するものに係る業種又は事業者

- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
- (4) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告事業の対象とすることが適当でないと認められる業種又は事業者

3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。

- (1) 法令等に違反した者
- (2) 鹿屋市から指名停止措置を受けている者又は鹿屋市から不利益処分を受けている者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告主として適当でないと認められる者（募集方法等）

第4条 広告事業の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定める。

（広告主の責務）

第5条 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は被害の申立て若しくは損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

2 広告の内容が第3条第1項の規定に該当することが判明した場合又は第3条第3項の規定に該当し広告主としない決定をした場合は、広告の表示を中止するものとし、広告主は、広告の表示の中止に伴い生じる経費を負担するものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告の掲載を中止し、又は広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

（広告料金）

第6条 広告料金（行政財産の目的外使用許可に係るものを除く。以下同じ。）は、類似した広告の掲載に係る市場価格、公益性等を勘案し、広告媒体ごとに市長が定める。

2 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者（以下「広告掲載者」という。）を入札により決定する場合は、前項の規定にかかわらず最高額をもって落札した価額を広告料金とする。

3 広告料金は、前納とする。ただし、市長が特に認める場合は、分納とすることができる。

(期間の計算等)

第7条 広告に係る使用許可又は契約の期間に1月未満の端数があるときは、その端数については日割計算による。

2 前項の日割計算については、30日をもって1月とする。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載者が、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)をはじめとする広告関係法令及び各業種において定めた広告に関する自主基準並びに本市の広告事業関連の要綱、基準等に違反したとき。

(2) 本市の業務上の都合により広告掲載に支障が生じたとき。

(3) 広告掲載決定後の事情変更等により広告の内容等が第3条第1項、第2項及び第4項の規定に抵触したとき。

(4) 広告掲載決定後、広告掲載者が、第3条第3項各号の規定に該当するに至ったとき。

(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告物の撤去等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 広告掲載者が、広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 前条の規定により広告掲載の取り消された広告掲載者が、広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告掲載者の負担とする。ただし、市長が、特に認める場合は、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第10条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除し

たときは、この限りでない。

(審査機関)

第11条 広告内容等の可否を審査するため、鹿屋市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は企画財政部長を、委員は総務課長、秘書広報課長、情報行政課長、行政経営改革課長、企画調整課長、財政課長及び社会教育課長をもって充てる。
- 3 前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する広告の内容に応じて、委員長が必要に応じて、委員長が必要と認める職員を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審査会の会議は、広告掲載等の可否について疑義が生じるなど、広告媒体を所管する課長等が開催を求めたとき、及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、構成員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、審査の対象となる広告媒体を所管する課長等を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者及び有識者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

(その他)

第14条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、鹿屋市財産規則（平成18年鹿屋市規則第62号）、鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）その他関係法令等の定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月25日から施行する。